

様式第十八の十九（第11条の20第1項関係）

エネルギー利用環境負荷低減事業適応に係る確認申請書

年　月　日

主務大臣　名　　殿

法　人　番　号
住　名　所　称
名　　代　表　者　の　氏　名

産業競争力強化法第21条の35第2項の確認を受けたいので、申請します。

記

1. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

| |
|--|
| |
|--|

2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

(1) エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的な内容

| |
|--|
| |
|--|

(2) 半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容並びにこれらの資産に投資した金額の内訳

| | 種類 | 設備等の名称 | 数量 | 取得時期 | 事業供用時期 | 投資額(千円) |
|----|----|--------|----|------|--------|---------|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 合計 | | | | | | |

(注)

- 半導体生産用資産等とは、半導体生産用資産（租税特別措置法第42条の12の7第7項に規定する半導体生産用資産をいう。以下同じ。）又は特定商品生産用資産（同条第10項に規定する特定商品生産用資産をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。
- 特定減価償却資産とは、半導体生産用資産等とともにその産業競争力基盤強化商品を生産するために直接又は間接に使用する減価償却資産をいう。以下同じ。

3. 「投資額」は、半導体生産用資産等については取得価額を、特定減価償却資産については取得価額と事業適応計画の認定申請書の提出日までに支出した当該特定減価償却資産の修繕費の額との合計額（認定事業適応計画別表2-2(3)に記載された額）を、それぞれ記載する。

(3) 当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量

(4) 当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の生産数量及び販売数量の合計

| 産業競争力基盤強化商品の種類 | 当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の生産数量の合計 | 当該事業年度の産業競争力基盤強化商品の販売数量の合計 |
|----------------|----------------------------|----------------------------|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

(5) 認定事業適応計画の申請日より前に行つた当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

| 産業競争力基盤強化商品の種類 | 産業競争力基盤強化商品の販売数量 |
|----------------|------------------|
| | |
| | |
| | |
| | |

(6) 半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

| 事業供用日からの期間 | 調整後販売数量 | 返品等数量 |
|------------------------------|---------|-------|
| 事業供用日から事業供用日以後 7 年を経過するまでの期間 | | |

| | | |
|--|--|--|
| 事業供用日以後 7 年を経過する日の翌日から事業供用日以後 8 年を経過する日までの期間 | | |
| 事業供用日以後 8 年を経過する日の翌日から事業供用日以後 9 年を経過する日までの期間 | | |
| 事業供用日以後 9 年を経過する日の翌日以後の期間 | | |

(7) その他

| |
|--|
| |
|--|

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2. 当該認定事業適応計画及びそれに係る第11条の20第2項の規定による求めに係る書類を添付すること。

(記載要領)

1. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標

認定事業適応計画におけるエネルギー利用環境負荷低減事業適応の目標を記載する。

2. エネルギー利用環境負荷低減事業適応の内容

(1) エネルギー利用環境負荷低減事業適応の具体的な内容

事業適応について確認を求める年度（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行った事業年度であり、本様式により産業競争力強化法第21条の35第2項の確認を求める年度をいう。以下同じ。）とともに、産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行う場所などを記載する。

(2) 半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得及び事業供用の内容

認定事業適応計画に従ってその認定の日から当該事業年度終了の日までに取得及び事業供用をした半導体生産用資産等及び特定減価償却資産について、認定事業適応計画における半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の内訳と整合的な形で、当該半導体生産用資産等及び特定減価償却資産の取得価額及び取得時期、事業供用の開始年月日を記載し、それを確認できる書類を添付して提出する。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。

(3) 確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売先及び販売数量

様式の表の形式にて整理し記載する。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。また、納品書など、産業競争力基盤強化商品の販売先、販売数量の証拠となる書類を添付すること。確認を求める事業年度の生産数量については、認定事業適応計画における半導体生産用資産等を用いて生産した産業競争力基盤強化商品の数量を記載すること。

産業競争力基盤強化商品のうち半導体又は自動車の生産及び販売に係るエネルギー利用環境負荷低減事業適応を行う者については、産業競争力基盤強化商品の種類を次の表に掲げるものから選択し記載することとし、産業競争力基盤強化商品の種類がマイコンの場合には、トランジスター上に配置される導線の中心の間隔が最も短い箇所における間隔をナノメートル単位で併せて記

載すること（以下（4）も同じ。）。

| 産業競争力基盤強化商品の区分 | 産業競争力基盤強化商品の種類 | 産業競争力基盤強化商品の種類の説明 |
|----------------|----------------------|---|
| 半導体 | マイコン | 産業競争力基盤強化商品に関する省令（令和7年経済産業省令第16号。以下「産業競争力基盤強化商品省令」という。）第1号イに規定する半導体。 |
| | パワー半導体（けい素） | 産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（1）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主としてけい素で構成されるもの。 |
| | パワー半導体（炭化けい素・窒化ガリウム） | 産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（1）に規定する半導体のうち、当該半導体を構成するウエハーが主として炭化けい素又は窒化ガリウムで構成されるもの。 |
| | イメージセンサー | 産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（2）に規定する半導体。 |
| | その他アナログ半導体 | 産業競争力基盤強化商品省令第1号ロ（3）に規定する半導体。 |
| 自動車 | 電気自動車 | 産業競争力基盤強化商品省令第2号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第3条に規定する軽自動車を除いたもの。 |
| | 電気軽自動車 | 産業競争力基盤強化商品省令第2号イに規定する電気自動車のうち道路運送車両法第3条に規定する軽自動車に該当するもの。 |
| | 充電機能付電力併用自動車 | 産業競争力基盤強化商品省令第2号ロに規定する充電機能付電力併用自動車。 |

（4）確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計

産業競争力基盤強化商品の種類別に、当該事業年度における産業競争力基盤強化商品の販売数量及び生産数量の合計を記載すること。行数が不足する場合には、必要に応じ追加すること。

（5）認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量

当該認定事業適応計画の申請日を含む事業年度の前事業年度以前（産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている事業年度に限るものとし、当該申請日を含む事業年度開始の日前5年以内に開始した事業年度の全てにおいて産業競争力基盤強化商品の生産及び販売を行っている場合には当該5年以内に開始した事業年度とする。）の各事業年度における当該産業競争力基盤強化商品の販売数量（当該認定事業適応計画2. [2]に記載された住所において、当該認定事業適応計画の申請日より前に行った当該産業競争力基盤強化商品の販売数量として、当該認定事業適応計画1. [2]に記載されたもの）を当該各事業年度の月数の合計数で除し、これに当該確認を求める事業年度の月数を乗じて計算した数量を記載すること。

(6) 半導体生産用資産等により生産された産業競争力基盤強化商品のうち当該事業年度における調整後販売数量及び返品等数量の内訳

半導体生産用資産等の事業供用日からの経過期間ごとの、確認を求める事業年度における産業競争力基盤強化商品の調整後販売数量及び返品等数量を記載すること。

① 調整後販売数量については、上記（4）に記載した数量から上記（5）に記載した数量を控除した数を記載すること。

② 返品等数量については、次に掲げる数量の合計数量を調整後販売数量を上限として記載すること。

イ 確認を求める事業年度において、認定事業適応事業者に返品された数量及び認定事業適応事業者がその関係会社等（当該認定事業適応事業者の関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。）及び当該認定事業適応事業者と同一の親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。）をもつ会社をいう。以下同じ。）に販売した産業競争力基盤強化商品のうちその関係会社等に対して返品された数量の合計

ロ 当該認定事業適応事業者による下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第7条の規定に基づく勧告又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条に規定する排除措置命令若しくは同法第62条に規定する納付命令の対象となる違反行為があったものとして公正取引委員会が認定した期間において販売された産業競争力基盤強化商品として主務大臣が確認したもの

(7) その他

① 認定事業適応計画に記載された、付加価値の創出を実現するための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された当該事業年度における付加価値率の目標と、事業適応を行う事業所における当該事業年度の付加価値額及び付加価値率の実績値を記載すること。

② 認定事業適応計画に記載された、事業適応を通じた経済波及効果を実現するための今後の取組方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。また、認定事業適応計画に記載された、経済波及効果に関する指標の目標と、当該事業年度における同指標の実績値を記載すること。

③ 認定事業適応計画に記載された、安定的な生産活動が行われるための取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。

④ 認定事業適応計画に記載された、継続的な質上げ等、事業適応に必要な人材の確保に向けた取組に関する方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。

⑤ 認定事業適応計画に記載された、産業競争力基盤強化商品を生産、使用及び廃棄する段階における、二酸化炭素排出量の削減量の更なる拡大に向けた取組の方針に関する、当該事業年度の取組について記載すること。ただし、半導体の生産及び販売に係る認定事業適応計画については、記載を要しない。

⑥ 本申請書が提出された日における、認定事業適応事業者による下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）第2条第4項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針の公表の有無を記載すること。